

弘前圏域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

弘前市（以下「甲」という。）と大鰐町（以下「乙」という。）は、平成23年10月12日に締結した弘前圏域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更し、次のとおり協定を締結する。

第3条第1号中キをクとし、カの次に次のように加える。

キ 土地利用

(ア) 空き家・空き地の利活用の促進

a 取組の内容

圏域の空き家及び空き地の利活用を促進するため、弘前圏域空き家・空き地バンク協議会（以下「協議会」という。）を設立し、連携してバンクの運用等の事業を行う。

b 役割分担

(a) 甲の役割

協議会の事務局を置き、その事業を中心的に行うとともに、必要な経費を負担する。

(b) 乙の役割

甲と連携して協議会の事業を行うとともに、必要な経費を負担する。

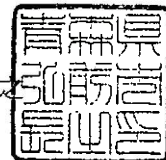
この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年10月2日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市

市長 葛西 憲



乙 南津軽郡大鰐町大字大鰐字羽黒館5番地3

大鰐町

町長 山田 年伸

